

地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	河川課	整理番号	3 - 309
許認可等の種類	採取計画の協議、採取計画の変更協議				
根拠法令条例等・条項	採石法第33条、同法第33条の5				
許認可等の概要	岩石を採取する場所ごとに定める岩石の採取計画の協議協議が成立した採取計画の変更認可				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>岩石採取場の緑化以外について 未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 〔参考〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採石技術指導基準書 経済産業省資源エネルギー庁ホームページ参照 http://www.enecho.meti.go.jp/energy/mineral/images/saisekigijutusidoukijun2003.pdf 岩石採取場の緑化について ・岩石採取場緑化基準について 57河第2号(別紙のとおり) 				
基準の制定根拠	上記通知等				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	90日				
期間の制定根拠	6河第306号土木部長通知				

岩石採取場緑化基準について

昭和 57 年 4 月 1 日 57 河第 2 号
建設事務所長あて 土木部長

このことについて、岩石採取場の採取計画の認可に際し、別添「岩石採取場緑化基準」により指導してください。

(別 添)

岩石採取場緑化基準

この基準は、本県における採石業者が露天採掘により岩石を採取する場合、岩石採取場の緑化について定めたものである。なお、露天採掘以外の岩石採取場における緑化については、この基準に準じて行うものとする。

第 1 緑化をすべき箇所及びその方法

- 1 保全区域、階段の平たん部及びその他の平たん部は、植樹すること。
- 2 傾斜面は、植樹による緑化が望ましいが、状況によりかん木、草類、つる類等による緑化でもよいこと。
- 3 岩石採取場跡地を農地、宅地、運動場等に使用する場合は、その使用目的に相応した緑化でよいこと。

第 2 植栽の期限

- 1 保全区域内並びに事務所、沈砂池及び道路の周辺等は、採石上支障ない状態になった年の春までに逐次植栽するものとし、その時季が春を過ぎているときは、翌年の春までに植栽すること。
- 2 岩石の採掘面、廃土又は廃石のたい積場等は、採掘又はたい積等が終了した部分から逐次終了した年の春までに植栽するものとし、その時季が春を過ぎているときは、翌年の春までに植栽すること。

第 3 保護工

- 1 植樹をすべき区域で、樹木の成育に必要な土壌のない所はその成育に必要な客土を行うこと。
- 2 崩落又は流出等のおそれのある部分は、伏土、柵工等の保護工を行うこと。